

東近江市地域活性化起業人募集要領

1 概要

東近江市では、令和9年秋に実施される大型観光キャンペーンであるデスティネーションキャンペーン（以下「DC」という。）や同年春に開催されるワールドマスターズゲームズ（以下「WMG」という。）を契機とした地域経済の活性化及び持続可能な観光経営の確立を目指している。

また、現行の第2期観光戦略が令和8年度で終了となり、新たな戦略を策定する必要があるほか、戦略策定に向け、人流データを活用した観光地分析を実施しており、令和8年度から令和10年度にかけ、当市の観光物産振興において非常に重要な時期を迎える。

そこで、両イベントに向けた観光物産振興や受入環境整備を確実に遂行するとともに、人流データの分析や分析結果に基づく第3期観光戦略の策定や実践、効果的なプロモーションや観光商品の造成、販路開拓等を進め、また、ポストDC・WMGを見据えた中長期的な施策を推進するため、総務省の地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）を活用し、豊富な知識、経験、ネットワークを有する人材を派遣していただける事業者を募集する。

2 募集分野及び業務の内容

観光物産振興分野に係る以下の業務に従事していただく。ただし、最終的な業務の範囲等の詳細は、派遣元企業及び派遣予定者と改めて協議の上、合意のもとで最終決定するものとする。

- ア DC及びWMGに向けた観光物産振興及び受入環境の整備に関すること。
- イ DC及びWMG後の持続的な観光物産振興施策の検討に関すること。
- ウ 第3期観光戦略策定に係る指導、助言及び戦略に基づく観光物産施策の企画検討に関すること。
- エ 人流データの分析・活用に関すること。
- オ 観光商品の造成及び販路開拓に関すること。
- カ 市内外で開催される観光PR、商談会等への出展に関すること。
- キ その他、東近江市の観光物産振興に資する業務に関すること。

※事業推進イメージ

○1年目（令和8年度）

- ・DC及びWMGに向けた観光物産振興及び受入環境の整備
- ・第3期観光戦略策定に係る指導及び助言

- ・人流データの分析・活用
- ・市内外で開催される観光PR、商談会等への出展
- ・観光商品の造成及び販路開拓
- ・その他、東近江市の観光物産振興に資する業務

○ 2年目（令和9年度）

- ・DC及びWMGに向けた観光物産振興及び受入環境の整備
- ・DC及びWMGの受入
- ・DC及びWMG後の持続的な観光施策の検討
- ・人流データの分析・活用
- ・第3期観光戦略に基づく観光物産施策の企画検討
- ・市内外で開催される観光PR、商談会等への出展
- ・観光商品の造成及び販路開拓
- ・その他、東近江市の観光物産振興に資する業務

○ 3年目（令和10年度）

- ・DC及びWMG後の持続的な観光施策の検討、実施
- ・市内外で開催される観光PR、商談会等への出展
- ・第3期観光戦略に基づく観光物産施策の企画検討
- ・観光商品の造成及び販路開拓
- ・その他、東近江市の観光物産振興に資する業務

3 募集要件

(1) 募集定員

1名

(2) 業務勤務地

一般社団法人東近江市観光協会（東近江市八日市緑町25番4号）

(3) 募集期間

令和8年2月20日（金）午後5時までとする。ただし、定員に達し次第終了。

(4) 申込資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したもの）

除く。) でないこと。

ウ その他、法令等に違反していない者又は違反するおそれがない者であること。

エ 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。

(5) 派遣元企業に関する要件

次の条件の全てを満たしていること。

ア 三大都市圏内（国土利用計画に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等であること。

イ 地域活性化起業人制度の趣旨に賛同し、地域活性化起業人を当市に派遣すること。

ウ 前項の申込資格要件を満たした企業等であること。

(6) 派遣社員に関する要件

次の条件の全てを満たしていること。

ア 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあっては、三大都市圏外の支店等に勤務する者を含む。）であること。ただし、当該企業等に入社後5年未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際、現に当市の区域内に勤務する者を除く。

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない者であること。

ウ 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる者であること。

エ コミュニケーション能力、交渉力が高く、各主体を調整しながら事業を実現することができ、観光物産分野で必要な知識・経験を持ち、何事にもチャレンジできる者であること。

オ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車免許を有しており、日常的に運転を行っている者であること。

カ パソコン（ワード・エクセル・パワーポイントなど）の一般的な操作のできる者であること。

キ SNS等を活用した情報発信ができる者であること。

ク 休日及び祝日の勤務など、不規則な職務に対応できる者であること。

4 応募方法

東近江市地域活性化起業人申出書（様式1）をメール、郵送又はFAXにより送付すること。

5 派遣形態

派遣元企業の身分を有したままとする在籍派遣となり、給与等の支給、社会保険等、年次有給休暇の付与等は、派遣元企業の規定によるものとする。

6 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、市と派遣元企業の双方から申出がない場合は、1年延長するものとする。なお、地域活性化起業人制度に基づき、初年度を含めた3年を限度とする。

7 主たる勤務地

派遣期間中は、東近江市の休日を定める条例（平成17年東近江市条例第2号）に規定する日を除いた日の半数以上を東近江市内で勤務するものとする。ただし、東近江市の用務に係る市外への出張は、上記の勤務日に加えるものとする。

8 勤務条件

派遣職員の勤務時間、休憩時間、休日等については、東近江市の例に従うものとする。ただし、当市と派遣元企業との協議により調整できるものとする。

9 費用負担

(1) 給与相当額

派遣社員に関する給与、賞与、諸手当、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・介護保険・労働者災害補償保険の事業主負担分及び退職金引当に係る相当額（以下「給与等相当額」という。）は、負担金として、総務省の地域活性化起業人制度の特別交付税措置の算定基準を参考とし、派遣元企業の請求に応じて当市が負担する。ただし、各年度において派遣受入期間が1年に満たない場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

なお、月の勤務日数が「7 主たる勤務地」に掲げる日数に満たない場合は、当該月を積算しない。

(2) 旅費相当額

派遣社員の派遣期間中の東近江市の用務に係る旅費相当額は、東近江市が支払います。旅費相当額の積算に当たっては、東近江市の条例、規則その他の規程に従うものとする。

10 選考方法及び契約等について

(1) 選考方法

提出された書類を基に市と企業で勤務条件等の調整を行い、合意形成を得られた企業を派遣元企業として決定する。

なお、この時複数社同時に条件調整の協議を行う可能性があり、協議途中であっても派遣元企業が決定した時点で協議を終了とする。

(2) 派遣予定者の決定について

派遣元企業決定後、派遣予定者を推薦していただき、市との面談の上で決定する。(1)の時点で予定者が決定している場合は、並行して実施することとしても差し支えない。

(3) 協定書の締結等について

派遣元企業と東近江市との間で、協定書等を締結する。

なお、協定書の内容は本要領を基に、派遣元企業と協議の上作成する。

11 調整の取りやめ及び再募集

次のいずれかに該当する場合、市は派遣元企業との調整を取りやめ、再度東近江市ホームページに掲載し、募集を再開する。

- (1) 派遣元企業又は派遣予定者が、要件に示された条件に適合しないと判断したとき。
- (2) 社会通念に照らし、派遣社員の受入に適さない事由が認められるとき。

12 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、地域活性化起業人に関する詳細は、地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱の定めるところによる。
- (2) この募集に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 公正な選定が確保できないと思慮される場合は、募集を中止することがある。
- (5) このほか必要な事項は、市長が別に定める。
- (6) 連絡先及び提出先

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

東近江市商工観光部観光物産課 担当 地家

電話 0748-24-5662

FAX 0748-23-8292

メール kanko@city.higashioomi.lg.jp

(様式 1)

東近江市地域活性化起業人申出書

東近江市において募集している地域活性化起業人について、募集要領等の内容を承諾の上、次のとおり申し出ます。

申出年月日 年 月 日

会社名	
所在地	
代表者名	
(ふりがな) 担当者氏名	
担当者連絡先	
メールアドレス	

(送信先)

東近江市商工観光部観光物産課 地家 宛

〒527-8527

滋賀県東近江市八日市緑町 10 番 5 号

F A X 0748-23-8292

メール kanko@city.higashioomi.lg.jp